

令和 3 年 11 月 1 日

佐賀県中小企業団体中央会  
会長 内田 健 殿

佐賀労働局長



### 長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直しを図り、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を改善するなどこれまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた働き方も求められているところです。

また、過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）において 11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。

このようなことから、全国において、長時間労働の削減をはじめとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

令和 2 年 4 月 1 日からは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）において、時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されることになり、佐賀県の労働者一人平均の年間総実労働時間については減少傾向にありますが、令和 2 年においても 1,735 時間と全国平均の 1,685 時間を 50 時間上回っている状況にあります。

こうした中で、県内においても、11 月を働き方の見直しに向けた国民の関心と理解を深めることを目的として、長時間労働削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、過労死等防止対策推進シンポジウムの開催や「過重労働解消キャンペーン」を実施し、種々の施策を通じて、気運の醸成を図ることとしています。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下団体等に対しまして、標記要請の趣旨を御理解いただき、周知啓発をお願いするとともに、働き方改革等に伴い、下請事業者に負担となる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行うなどの「しわ寄せ」が生じることのないよう取引上必要な配慮を賜り、「しわ寄せ」防止の周知啓発についても併せてお願ひ申し上げます。